

女性活躍推進法の市町村推進計画等について

1 女性活躍推進法の目的（第1条）

近年、女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、（中略）女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化等に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

2 地方公共団体に求められていること

（1）行政機関として

①国が定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案して、推進計画を策定する。（努力義務）

②女性活躍に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織する。（任意）

（2）事業主として

女性の職業生活における活躍に関する状況の把握及び改善すべき事情の分析を行い、これを踏まえた「特定事業主行動計画」を策定して公表する。（長岡市役所は平成28年3月策定・公表済（参考資料（4-2））

3 推進計画及び協議会に関する国の説明

（1）推進計画は各地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての計画であり、地域の実情に応じて、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組について記載する。

（2）協議会とは、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして組織するもの。具体的な構成員としては、行政（労働関係部局、産業関係部局、男女共同参画センター等）、事業者団体、学識経験者、労働組合、教育訓練機関等が想定される。

4 本市の推進計画について

○女性活躍推進法は男女共同参画基本法の基本理念にのっとり「女性の職業生活」の部分の実施法として位置づけられている。

- 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に記載すべき事項は、第2次な
がおか男女共同参画基本計画に重複するものが多く、市の施策としても
推進を図ってきたところである。
特に、現計画では重点項目の一つに「ワーク・ライフ・バランスの普及」
を掲げており、国の基本方針に一定程度対応した取組を推進している。
- 国は「市町村推進計画は男女共同参画基本計画と一体のものとして策定
することができる」としている。
- 平成28年度は現計画の改訂にあたることから、市町村推進計画を男女共
同参画基本計画の一部として一体的に策定し推進することが最も効果的
であると考えます。

5 協議会の設置について

- 協議会の目的及び構成員は3（2）に記載したとおり。
- 国は「男女共同参画審議会を協議会として位置づけることが可能」とし
ている。（ただし、必要な構成員が審議会に加わっている必要がある）
- 本市の協議会の設置については、今後、審議会の議論を踏まえながら、
検討していくこととしたい。